

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年7月6日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第32号

## 墨田区介護保険条例の一部を改正する条例

墨田区介護保険条例（平成12年墨田区条例第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9条」を「第9条の2」に改める。

第6条の2を第6条の3とし、第6条の次に次の1条を加える。

（一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る特例居宅介護サービス費等の額）

第6条の2 法第49条の2の規定により読み替えられた同条各号に定める規定を適用する場合における第4条、第4条の2及び前条の規定の適用については、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

第8条の2を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

（一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る特例介護予防サービス費等の額）

第8条の2 法第59条の2の規定により読み替えられた同条各号に定める規定を適用する場合における第7条及び第7条の2の規定の適用については、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

第9条の見出し中「居宅サービス費」を「居宅介護サービス費」に改め、同条第1項中「第50条」を「第50条第1項」に、「同条各号」を「法第49条の2各号」に改め、同条第2項中「第60条」を「第50条第2項」に、「同条各号」を「法第49条の2各号」に、「100分の90」を「100分の80」に改め、第3章中同条の次に次の1条を加える。

（介護予防サービス費等の額の特例）

第9条の2 法第60条第1項の規定により読み替えられた法第59条の2各号に定める規定に規定する区が定める割合は、100分の90を超え100分の100以下の範囲内において区長が別に定める。

2 法第60条第2項の規定により読み替えられた法第59条の2各号に定める規定に規定する区が定める割合は、100分の80を超え100分の100以下の範囲内において区長が別に定める。

第10条に次の1項を加える。

2 前項第1号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者についての保険料

の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、2万9,160円とする。

付 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。ただし、第10条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この条例による改正後の墨田区介護保険条例（以下「新条例」という。）第6条の2、第8条の2、第9条第2項及び第9条の2第2項の規定は、平成27年8月1日以後に行う保険給付から適用し、同日前に行われた保険給付については、なお従前の例による。
- 3 新条例第10条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。